

# 高島市果樹産地構造改革計画

計画策定年月日	令和7年(2025年) 2月17日
目標年次	令和11年(2029年)
市町名	高島市
地区名	全域
対象品目	ブドウ・イチジク・オリーブ・カキ・クリ・オウトウ・ブルーベリー
産地協議会名	高島市果樹産地振興協議会
産地協議会代表者名	会長 河越 安嗣
産地協議会事務局	高島市 農林水産部 農業政策課 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地 TEL 0740-25-8511 / FAX 0740-25-8519 Email nousei@city.takashima.lg.jp



## 【 目 次 】

### [ 総 論 ]

#### I. 産地を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 ページ

1. 地域の状況
2. 地域の課題

#### II. 産地の合意形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 ページ

1. 産地協議会の設立と目的について
2. 産地協議会の構成
3. 次期計画の策定
4. 計画実現に向け活用を検討する事業

### [ 各 論 ]

#### III. ブドウ・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和11年）
2. 人材・園地戦略に関する事項
3. 流通・販売戦略に関する事項
4. 生産戦略に関する事項
5. その他

#### IV. イチジク・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和11年）
2. 人材・園地戦略に関する事項
3. 流通・販売戦略に関する事項
4. 生産戦略に関する事項
5. その他

#### V. オリーブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和11年）
2. 人材・園地戦略に関する事項
3. 流通・販売戦略に関する事項
4. 生産戦略に関する事項
5. その他

VI. カキ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和11年）
2. 人材・園地戦略に関する事項
3. 流通・販売戦略に関する事項
4. 生産戦略に関する事項
5. その他

VII. クリ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和11年）
2. 人材・園地戦略に関する事項
3. 流通・販売戦略に関する事項
4. 生産戦略に関する事項
5. その他

VIII. オウトウ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和11年）
2. 人材・園地戦略に関する事項
3. 流通・販売戦略に関する事項
4. 生産戦略に関する事項
5. その他

IX. ブルーベリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45ページ

1. 産地の課題と目指す姿（5年後 令和11年）
2. 人材・園地戦略に関する事項
3. 流通・販売戦略に関する事項
4. 生産戦略に関する事項
5. その他

# 【 総 論 】



## I. 産地を取り巻く環境

### 1. 地域の状況

#### (1) 高島市の状況

高島市は滋賀県北西部に位置し、平成17年1月1日に高島郡に属するマキノ町、今津町、新旭町、安曇川町、高島町、朽木村の5町1村が合併し誕生した市である。

地形的には安曇川河口の扇状地を中心に広がる平坦地域と比良山地を取り巻く中山間地域からなり、比良山系が湖岸に近接していることから、変化に富んでいるため、自然景観に恵まれている。また、気候的には日本海側に近いことから、冬期の寒さは厳しく、積雪量の多い日本海側気候となっており、年間平均気温14.1℃、年間降水量は1,947mmと県南部と比較して多く、晩秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばある。

交通は、古来より京都・奈良の都と北陸を結ぶ交通の要所として栄え、中でも陸上交通は比叡・比良山麓を湖岸に沿って走る西近江路や、塩漬けされた鯖を運搬する街道であったことから別名・鯖街道とも呼ばれる若狭街道が主となり、これらの街道と県南部の大津方面への湖上交通の拠点である港町や宿場町として栄えてきた。現在では、高規格道路の湖西道路や、国道161号線・303号線・367号線で各地へと結ばれ、鉄道は北陸と京阪神を結ぶJR湖西線の沿線にあり、隣接する敦賀市まで北陸新幹線が延伸されている。このため、自動車では京都市から約2時間、名古屋市や金沢市からは約2時間30分と、大都市からの交通の便は良く、令和4年の観光入込客数は約353万人となっており、県内2位の集客力を誇る道の駅藤樹の里あどがわや国内外で有名なメタセコイア並木に近接する高島市農業公園マキノピックランドがあることから、多大な観光客向け需要が存在する。

#### (2) 地域の果樹農業事情

対象品目の高島市での生産状況は下表のとおりである。

表1 令和6年産市内果樹栽培面積および生産量

樹種	栽培農家戸数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
ブドウ	25	260	15.3	889.5
イチジク	16	133	8.3	750.4
オリーブ	14	529	0.08	12.2
カキ	37	2,098	156.8	841.6
クリ	23	4,982	16.8	39.1
アウトウ	1	86	0.1	8.4
ブルーベリー	8	371	8.9	256.5

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表2 市内果樹栽培農家数および栽培面積の推移(平成25年～令和6年産)

年 産	果樹栽培農家数※ (戸)	栽培面積 (a)
平成25年(2013年)産	109	7,493
平成27年(2015年)産	110	7,875
平成29年(2017年)産	132	7,852
令和元年(2019年)産	112	7,734
令和4年(2022年)産	132	8,000
令和5年(2023年)産	134	8,319
令和6年(2024年)産	167	8,774

※同一農家が複数樹種を栽培している場合、重複して計上している。

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

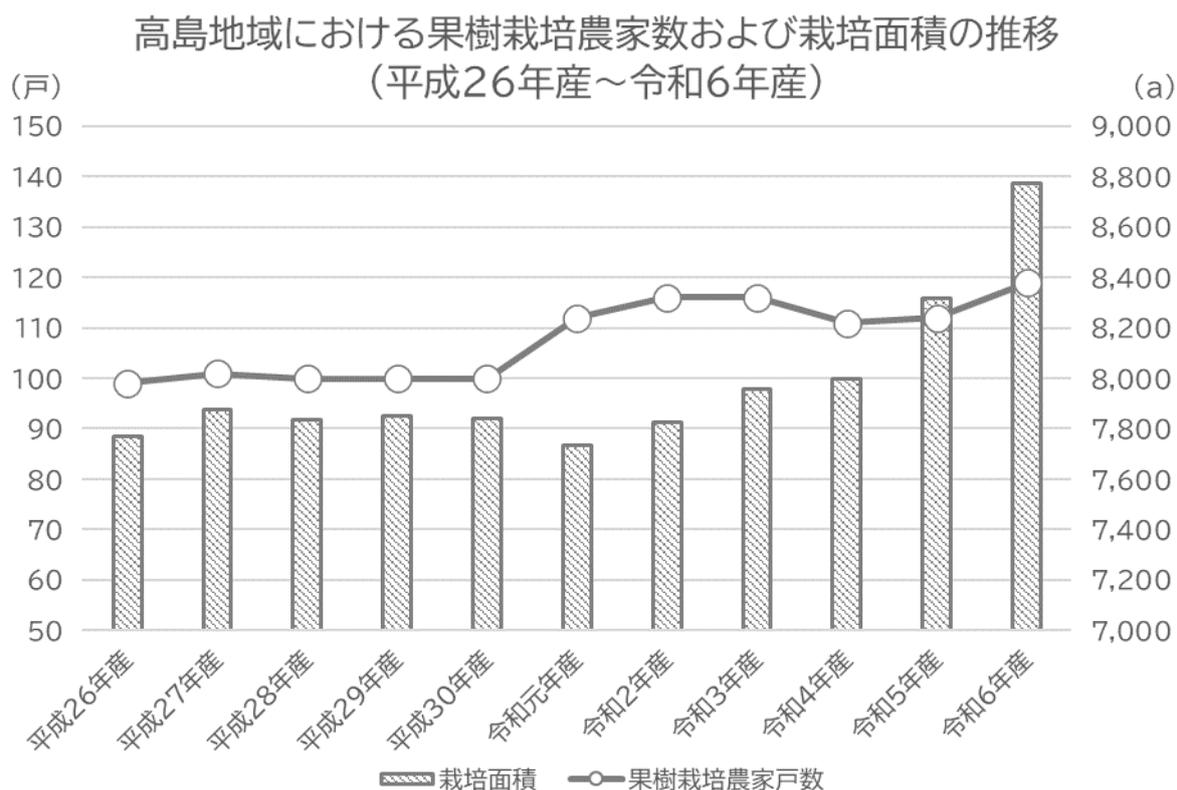


図1 市内果樹栽培農家数および栽培面積の推移(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

当市の令和4年の農業算出額60億7千万円のうち、土地利用型作物が29億円、畜産が20億9千万円と、この2種で80%以上を占めており、本市では耕畜連携を中心とする土地利用型作物に特化した農業経営が行われている。

一方、果樹栽培面積は、滋賀県下約212haのうち、当市は約83haと県内の約40%を占めている。しかし、クリやカキの栽培面積が突出している一方で、滋賀県が推進しているブドウ・ナシといった樹種は5%に満たない。

当市の果樹栽培の歴史を顧みると、戦後に開墾された広大な畑地で果樹経営が行われてきた事例として、旧マキノ町石庭・寺久保地区を中心に観光果樹園として経営が行われている農事組合法人マキノ町果樹生産組合や、安曇川町泰山寺地区の開墾地にモモ・ウメの一大産地が拓かれた事例がある。

また、旧今津町深清水地域では第二次世界大戦前に岐阜県から「富有」カキが導入されたことをきっかけに、現在では県内トップクラスのカキ産地となっている。

なお、近年栽培が始まった新たな品目としてはボイズンベリー（アドベリー）、イチジク（高島いちじく）、オリーブ、ブドウなどがある。

## 2. 地域の課題

市内には新規産地が出来つつある一方で古い産地もあり、樹の高樹齢化や樹形の悪化、最新品種への更新停滞、病害虫被害や気象災害の増加等の問題が顕著になりつつある。

当市の果樹産業を未来へつなぐため、産地に関係する各機関が一体となって、新たな担い手の育成や、新技術・新品種の導入による収益性の向上、新たな販路開拓等を計画的に進めることが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う地産地消の機運のさらなる高まりや、健康志向の広がり、新型コロナウイルス感染症の終息に伴う観光需要の増加もあり、地元産果樹の需要は高まっているものの、品種更新の遅れや各種被害の発生、労力不足からくる収量低下により、生産量の絶対量が不足しており、直売所や市場、観光の需要を満たせていない状況にある。

### (1) 担い手

地域の果樹農業は、果樹を専業とする担い手は高島市農業公園マキノピックランドを管理・運営する農事組合法人マキノ町果樹生産組合等ごくわずかであり、主たる担い手の多くは水稲との複合経営となっている。

水稲経営体が経営の複合化を図り、新たに果樹栽培に着手する場合、栽培技術の習得不足や作業競合からくる管理不足、永年性作物に対する知識や経験不足が課題となっている。さらに、水稲を中心とする土地利用型作物専業の経営体が大規模化している昨今、労力や作業スケジュール上の問題から果樹栽培を取り入れるハードルは高い。

また、果樹栽培においては、野菜等の畑作物と比較して、栽培を開始するための初期投資額が高く、収穫が可能になるまで時日を要することや一定の資金力を必要とすること、果樹栽培そのものや、栽培技術に触れる機会が少ないことといった特有の課題がある。このため、新たな担い手を育成するにあたっては、その対象について十分に選定する必要がある。

## (2)農地利用

歴史的に、山地と琵琶湖に囲まれ、河川も多く、水源に苦労しにくかったことから、市内の農地の大半が水田として利用されてきた。このため、戦後の開拓地や、水田に不向きな一部畑地を除き、近年の果樹栽培は水田転換畑で行われている事例が多い。このため、地力が高い一方で水捌けや地下水位の高さで対策が求められるという課題がある。

また、以前から果樹が栽培されている畑地は、土質が礫質である園地が多く、水持ちの悪さから新植樹の生育が不安定であったり、機械除草等の作業が困難であったりするという課題がある。

## (3)生産

以前からの園地では高齢樹木が多く、樹形の悪化による生産効率の低下や生産量(反収)の低下、グローバル化に伴う食の多様化や皮剥きや加工を忌避する傾向にあるといった消費者ニーズに対応できていない品種が栽培されている等の課題を抱えており、優良品種への転換が求められている。

一方で、近年栽培が拡大している樹種では地域や集落でまとまった産地ではなく、個人栽培者の集合体が産地を形成している状況にある。このため、園地では生産者の販売方針や指向に応じた多種多様な品種が栽培されており、産地として統一された品種が植栽されておらず、まとまった量が確保できないことから、販路開拓やブランド化のうえでの課題となっている。

## (4)流通・販売

イチジクを除き、ほとんどの果実が観光農園、県内直売所や庭先の対面販売で流通している。しかし、観光農園については、天候等により入園者数が激しく変動し、経営的にやや不安定である。直売については、市民・観光客需要ともあることから順調に推移しているが、より消費者ニーズにあった果実や高品質な果実を提供していく必要がある。

一方、市場出荷を行っているイチジクについては、産地縮小に伴う出荷数量の確保が課題となっており、市場からは安定生産・出荷が求められている。

また、収穫年未達となっている樹が多いオリーブについては、今後の収穫・集荷・加工体制の構築、販路の形成が求められている。

#### (5)その他

里山に近いことから、サルやシカによる被害があり、収量の減少や防除資材等経費の増加といった負担につながっている。近年では、平地での果樹栽培において、ハクビシンやアライグマといった中型獣による食害の拡大も課題となっている。

## II. 産地の合意形成

### 1. 産地協議会の設立と目的について

高島市内の果樹産地の発展を目指し、産地の課題解決ならびに総合的な事業の推進について、生産者および関係機関の協働により積極的に取り組むことを目的に、高島市果樹産地振興協議会を設置し、当計画の策定および推進等を図る。

### 2. 産地協議会の構成

名称(設立年月日)	高島市果樹産地振興協議会(令和7年2月17日設立)	
構 成 員	所属	備考
	農事組合法人マキノ町果樹生産組合	
	今津町柿部会	
	高島市オリーブ生産者の会	
	高島いちじく	
	高島ぶどう研究会	
	レーク滋賀農業協同組合今津営農経済センター	
	レーク滋賀農業協同組合安曇川営農経済センター	
	公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 (滋賀県農地中間管理機構)	
	高島地域農業センター	
	滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課	
	高島市農林水産部農業政策課	事務局員
	滋賀県農業技術振興センター農業革新支援部	オブザーバー

### 3. 次期計画の策定

本計画は10年後の「目指すべき産地の姿」を念頭に、5年間の産地計画を策定するものである。このため、協議会として毎年度末に点検することに加え、3年後(令和9年)に計画の進捗状況の把握を行い、今後の具体的な対策についての検討・見直しを行う。また、5年後(令和11年)に計画の評価・振り返りと、次期計画の検討・策定を行うものとする。

### 4. 計画実現に向け活用を検討する事業

本計画実現のため、市が施行する各種支援策のほか、県や国が実施する下表の事業を積極的に活用することとする。なお、活用すべき新規事業が示された場合には、本項を適宜見直すこととする。

表3 計画実現に向け活用を検討する事業

事業名	相手先	取組内容
果樹経営支援対策事業 および 果樹未収益期間支援事業	中央果実協会 (滋賀県果樹組合連合会)	優良品種の新植および 改植(転換)
農地耕作条件改善事業	高島市 他	高収益作物(ブドウ)への 転換にかかるほ場整備 栽培設備の整備・改修
園芸産地における事業継続 強化対策事業	滋賀県	BCP策定 BCPIに基づいた既存施設 の補強
しがの園芸産地次世代拠点 づくり事業	滋賀県	産地戦略の策定 産地戦略に基づく資機材の 整備
高島市農畜産振興事業 補助金	高島市	新植および改植、 栽培設備の整備



# 【 各 論 】



### Ⅲ. ブドウ

#### 1. 産地の課題と目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

##### (1)産地の状況

ブドウは、他の樹種と比較して栽培面積は少ないものの、高島市農業公園マキノピックランドや旧高島町鹿ヶ瀬地域を中心とした「ガリバーぶどう」といった一部地域で栽培されてきた。

平成末期に、米価が著しく低下したこと、旧JA新旭町の施設に育苗ハウスを活用したブドウ栽培のモデルほ場が設置されたこと、全国的に「シャインマスカット」の栽培が拡大し量販店等で高単価なブドウを目にすることが増えたこと等を要因に、単位面積当たりの収益性の高い園芸品目であるブドウが注目された。

その後、市内の大規模水稲生産者を中心に育苗ハウスを活用したブドウ栽培が広がっており、近年では県の農業技術振興センターで開発された自主施工可能な簡易棚と組み合わせた水田転換畑での本格的なブドウ栽培に取り組む生産者も現れてきている。

販売については、観光園を除き、出荷・販売先の大勢を直売所もしくは庭先が占めており、市場出荷の事例はない。

表4 市内ブドウ栽培面積の推移

年産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	12	220	17.2	780.0
令和元年(2019年)産	12	189	13.2	716.6
令和4年(2022年)産	10	144	12.2	919.2
令和5年(2023年)産	12	155	12.1	840.3
令和6年(2024年)産	25	260	115.3	889.5

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表5 市内ブドウ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1位		2位		3位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	ピオーネ	23.1	紅伊豆	17.2	藤稔	15.9
R1	紅伊豆	22.2	ピオーネ	21.1	竜宝	17.4
R4	紅伊豆	19.7	ピオーネ	19.7	竜宝	19.7
R5	紅伊豆	18.0	ピオーネ	18.0	竜宝	18.0
R6	シャインマスカット	19.6	ピオーネ	15.0	紅伊豆	11.5

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

## (2)産地の課題

- 既存園では、高樹齢化に伴い樹形が悪化しており、品質や生産量(反収)の低下の原因となっている。
- 改植にかかる経費や労力がネックとなり、改植が進まない。
- 消費者ニーズに対応できていない品種が改植されず継続して栽培され、需要の高い品種への改植が進んでいない。
- 市内生産者が共通して栽培する品種が無く、品種構成が細分化されている。
- 初期投資額が大きく、植栽後の未収益期間があることから、新たに栽培に取り組もうとする生産者が現れにくい。
- 栽培管理技術習得の機会が乏しく、新たに栽培に取り組むうえで技術的なハードルがある。

## (3)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

- 改植または高接ぎが実施され、消費者ニーズに対応した品種への転換が進んでいる。
- 改植に伴って老木園の若返りが進み、反収や品質が向上する。観光果樹園では収量・品質の向上に伴って入園者数が増加する。
- 環境こだわり農産物認証基準に準拠した栽培に取り組み、農薬使用の削減に努める。
- 試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力化かつ高品質なブドウ栽培に取り組まれている。
- 市のブドウ産地を代表する品種が選定され、これを中心として販路の多様化やブランド化が進んでいる。
- 果樹型トレーニングファーム等を通じた技術習得機会が増加し、新たに栽培に取り組む者が継続して誕生している。

## 2. 人材・園地戦略に関する事項

### (1)担い手に対する考え方

当市でブドウを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。

- ①ブドウを主たる作目とする認定農業者
- ②ブドウを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③概ね10a以上のブドウ栽培を行っている者
- ④概ね5a以上の新たにブドウ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
- ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

## (2)担い手の数の目標

当市のブドウ産地を担う者の目標は下表のとおりとする。

表6 担い手の数の目標(累積)

	認定農業者 もしくは 認定新規就農者 (担い手①②)	10a以上 栽培者 (担い手③)	5a以上 新規栽培者 (担い手④)	法人経営体 (担い手⑤)
現 状(令和6年度)	0	5	1	1
3年目(令和9年度)	1	6	4	1
5年目(令和11年度)	1	7	6	1
10年目(令和16年度)	2	10	8	2

※法人経営体かつ30a以上の栽培を行う者等、複数条件を満たす場合は、どちらにも計上している。

## (3)担い手の育成・確保に向けた取組

- 既存・新規を含めた栽培者間の交流の場の確保に努めるとともに、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。
- 非担い手の栽培者に対し、農業経営改善計画の策定や更新を通じて栽培面積の拡大を促し、新たな担い手としての育成を図る。
- 経営の複合化や法人化の際にブドウ栽培が選択肢として取り上げられるよう、相談機会等を通じて関係機関連携のもと新たな担い手の発掘・育成を図る。
- 関係機関が一体となって栽培を開始する者が直面する様々な課題の解決をサポートすることとする。
- 状況に応じて青年等就農計画の策定を促し、その計画の策定・実現を支援する。その後、農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へのステップアップを図る。
- 官民連携し、新規参入に向けた機運の醸成が図れるよう、果樹トレーニングファームといった技術習得等の仕組みを検討・構築する。
- 新規参入者の発掘に当たっては定年退職予定の土地持ち非農家や援農に訪れる者等、対象を絞って行うこととする。

## (4)担い手の園地確保に向けた取組

- 農地中間管理機構における各種事業の活用を紹介、支援する。
- 関係機関で園地や栽培者の情報の共有を図り、紹介や継承を進め、経営体の維持・発展、新規参入者の確保に努める。

#### (5)雇用労働力の確保に向けた取組

- 県立農業大学校の卒業生や、地域における果樹農業技術者の積極的な雇用を行う。
- 農繁期において、様々なチャンネルやプラットフォームを通じた短期雇用による労働力確保に努める。

### 3. 流通・販売戦略に関する事項

#### (1)消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

- 滋賀県のブドウ需要は盆や彼岸時の贈答品にあることが多いことから、「クイーンニーナ」を始めとした滋賀県での栽培の特徴である赤色大粒系ブドウを中心に、良食味で皮ごと食べられ、消費者の人气が根強い「シャインマスカット」を始めとした緑色系品種、「グロースクローネ」等の黒色大粒系品種を組み合わせた見映えする品種構成を進める。
- 消費者ニーズに合わせた良食味品種や、作期分散に向けた早生品種、晩生品種を導入するためにも、後述する振興品種を軸に植栽・改植を進めることとする。特に新規参入者へは産地としての統一感を目指して振興品種を軸に構成構築を支援する。
- 県で推進されている「環境こだわり農産物」の認証を目指す。
- 観光果樹園需要に対応するため、改植を進め、房数・収量を確保しつつ品質を向上するよう努める。

#### (2)多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

- まずは観光果樹園・直売所・庭先での販売を主体とした体制を充実させる。
- 観光園においては、収穫体験にこだわらず、田舎の農作業体験等を取り入れ、一年を通じて家族向けのレジャーおよび食育を実感できるよう、滞在型観光果樹園あり方を検討する。
- 秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、市内のレストランやカフェ、ジェラート売場で利用する等、ブドウを色々な形で味わってもらえるよう、商工業者とも連携を図る。
- 現在、生食用の生産が主体となっているが、省力的な栽培管理と併せてワイン加工用ブドウの栽培を導入し、新たな需要開拓を進める。

#### (3)流通の合理化に向けた取組

- 消費用途に合わせた選果方法の導入や荷姿を関係機関と連携しながら検討・選定し、直売所や庭先、商工業者への出荷での実情に合わせた荷姿とすることで、出荷手間、経費の削減を図る。
- 加工施設を有する担い手については、新加工品開発や既存加工品の改良を図る。

#### 4. 生産戦略に関する事項

##### (1) 生産を振興する品種に対する考え方

消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、主軸品種を選定する。また、観光果樹園に向けては、市場流通が少ない品種や、学校教育機関の夏季休暇中に開園できる早生品種の導入など、希少性や特徴が生かせる品種の導入を進める。新たな需要が見込めるワイン加工用品種の選定も併せて行う。

品種選定にあたっては、食味や収量性、高温化での着色状況を考慮するだけでなく、新規参入者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定するよう努める。

##### (2) 品種ごとの生産目標および計画

当市のブドウ産地における品種ごとの振興計画は下表のとおりとする。

表7 品種ごとの栽培目標・振興計画

振興 品種	品種名	栽培目標面積(a)			
		現状 (令和6年)	3年後 (令和9年)	5年後 (令和11年)	10年後 (令和16年)
*	竜宝	26	27	27	28
*	紅伊豆	30	31	31	32
	ピオーネ	39	39	39	39
	ヒムロッド	19	19	19	19
	紫玉	1	1	1	1
	サニールージュ	4	4	4	4
*	ブラックビート	3	4	4	5
	ベニバラード	3	3	3	3
*	あづましずく	1	3	5	7
*	クイーンニーナ	26	30	32	35
*	BKシードレス	13	26	27	28
*	シャインマスカット	51	70	73	78
	デラウェア(加工用)	10	0	0	0
*	藤稔	9	10	10	12
*	グロースクローネ	4	5	6	8
*	スカーレット	1	2	3	5
*	ヤマソービニヨン	0	5	5	5
*	シャルドネ	0	5	5	5
	その他	19	19	19	19

### (3)労働生産性の向上に向けた取組

- 生産者組織を活用し、栽培管理研修会等を通じて栽培技術の向上・相互研鑽を図る。
- 既存園については、老木樹や生産性の低い樹形から、振興品種への改植(補植)を図る。
- 改植にあたっては、既存棚を活かしつつ、主枝位置を下げた改良仕立てを参考に省力・軽労化を図る。
- 土壌診断結果に基づく土づくり、施肥を行う。

### (4)生産資材の安定確保に向けた取組

- 当市を管轄するJAレーク滋賀や関係機関と連携し、肥料や農薬、出荷資材等の安定確保を図る。
- 肥料、農薬、出荷資材等について、栽培者の組織化と併せて共同購入を行うことで、資材価格の低減を図る。

### (5)今後導入すべき新技術

- 新規参入者に向けては、滋賀県の開発した「自主施工可能な簡易棚」を始め、「埋め込み式根域制限・改良仕立て栽培」の導入を進め、労力削減につなげることとする。
- スマート農業の技術革新に注目し、特に労力(作業時間)を削減できる新技術が開発された際には、積極的に導入を進める。
- 観光果樹園においては、観光受け入れ時期の下草管理にかかる労力が課題となっていることから、ロボット草刈機等の検討を進める。

### (6)加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

- 加工用出荷の際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図る。
- 加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

## 5. その他

### (1)輸出戦略に関する事項

- 計画策定時点において、市内消費需要量を満たせていないと考えられること、また既存園のうち観光果樹園では集客力から消費拡大の余力があると考えられることから、余剰生産力は無く、現時点では今後の検討課題とする。
- 共同出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

### (2)自然災害等のリスクへの対応に関する事項

- 大規模な自然災害に見舞われる前に施設の修繕や補強、更新を検討する。
- 病害虫の多発に対して、雨除けビニル被覆の着実な実施や、発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 夏期の高温に対して、着色向上のため環状剥皮や袋掛けと笠かけの併用を図る。
- 大規模化する台風による風害へは、ブドウ棚の一時補強や早めの収穫等に対応する。
- 観光果樹園や既存園において、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。
- 担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

### (3)GAPの推進に関する事項

- 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理等に資することから、GAPについて研修会等を通じて理解を深めるとともに、GAP手法の導入により、リスクの軽減や経営改善を図る。
- 今後、市場出荷や業務・加工用果実の出荷を行う際に、市場や業者からの求めがあれば、JGAP等の第三者認証を取得する。その際には団体認証を受けられるよう体制整備を進めることとする。

#### IV. イチジク

##### 1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 11 年)

###### (1)産地の状況

イチジクは、栽培が平易なことから、家庭果樹として栽培されていたものの、一部直売所出荷されるにとどまり、面的な広がりはなかった。

その後、平成中期の直売活動が盛んになってきたことを背景に、直売所出荷を中心とした果樹振興から、市場出荷を目途としJAを核とした面的拡大を目指して、平成20年からJAの統一品目として栽培が推進されてきた。JAで集荷され、市場出荷されたイチジクは「高島いちじく」として量販店で販売されている。旧朽木村地域を除く市内全域で栽培され、「高島いちじく」としては平成24年に栽培面積2.4haと県内最大規模にまで広がりを見せたものの、その後凍害や気象災害、病害虫被害等により徐々に栽培面積は減少したものの、当市の特産品のひとつとして現在も栽培されている。

市場出荷を前提として導入・普及が進められたこともあり、栽培されている品種のほとんどが「柘井ドーフィン」となっている。一部生産者において、「バナーネ」等の栽培が行われているものの、数本単位であり、ごく少数となっている。

表8 市内イチジク栽培面積の推移

年産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	35	250	18.1	734.6
令和元年(2019年)産	14	105	4.5	456.4
令和4年(2022年)産	20	175	12.4	708.6
令和5年(2023年)産	21	177	10.4	594.3
令和6年(2024年)産	16	133	8.3	750.4

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表9 市内イチジク品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	柘井ドーフィン	100	—	—	—	—
R1	柘井ドーフィン	97.1	バナーネ	0.9	その他	2.0
R4	柘井ドーフィン	99.4	バナーネ	0.6	—	—
R5	柘井ドーフィン	98.9	バナーネ	1.1	—	—
R6	柘井ドーフィン	88.7	バナーネ	2.2	ビオラリス	1.5

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

## (2)産地の課題

- 「高島いちじく」として栽培の始まった平成20年に植栽された樹で、15年以上が経過しており高樹齢化していること、日焼けや凍害、カミキリムシ類による食害等の影響により生産量(反収)が低下している。
- 水田転換畑での栽培が多く、雨除け設備の無い露地栽培のため、商品化率が他の樹種と比較して低く、また施設栽培より収穫終了時期が早いため、県内他産地と比較して生産量(反収)が低くなっている。
- 市内直売所需要が大きく、販売単価も市場出荷価格より高いことから、直売所仕向け量が多く、市場の需要を満たせていない。
- 栽培開始初期から取り組む生産者の高齢化が進む一方で、新規生産者の募集や栽培技術習得のためのスキームが無く、新たな掘り起こしがほとんど進んでいない。

## (3)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

- 関係機関連携のもと新規生産者の募集が行われ、既存園の継承や新植園が誕生し、産地の新陳代謝が進んでいる。
- 果樹型トレーニングファーム等を通じた技術習得機会が増加し、新たに栽培に取り組む者が継続して誕生している。
- 老木の改植や抵抗性台木の導入、被害樹のリフレッシュ剪定により老木園の若返りが進み、反収や品質が向上している。
- 直売所および市場それぞれの需要量に応じた出荷先の振り分けや選択が行われており、戦略的な出荷計画のもと収益向上が図られている。
- 環境こだわり農産物認証基準に準拠した栽培に取り組み、農薬使用の削減に努める。

## 2. 人材・園地戦略に関する事項

### (1)担い手に対する考え方

当市でイチジクを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。

- ①イチジクを主たる作目とする認定農業者
- ②イチジクを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③概ね10a以上のイチジク栽培を行い、概ね全量を市場集荷している者
- ④概ね5a以上の新たにイチジク栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
- ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

### (2)担い手の数の目標

当市のイチジク産地を担う者の目標は下表のとおりとする。

表10 担い手の数の目標(累積)

	認定農業者 もしくは 認定新規就農者 (担い手①②)	10a以上 栽培者 (担い手③)	5a以上 新規栽培者 (担い手④)	法人経営体 (担い手⑤)
現 状(令和6年度)	0	5	0	0
3年目(令和9年度)	0	5	1	0
5年目(令和11年度)	1	5	2	0
10年目(令和16年度)	2	6	3	1

※法人経営体かつ10a以上の栽培を行う者等、複数条件を満たす場合は、どちらにも計上している。

### (3)担い手の育成・確保に向けた取組

- 関係機関連携のもと、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。
- 非担い手の栽培者に対し、栽培面積の拡大を促し、新たな担い手としての育成を図る。
- 経営の複合化や法人化の際にイチジク栽培が選択肢として取り上げられるよう、相談機会等を通じて関係機関連携のもと新たな担い手の発掘・育成を図る。
- 関係機関が一体となって栽培を開始する者が直面する様々な課題の解決をサポートすることとする。

### (4)担い手の園地確保に向けた取組

- 農地中間管理機構における各種事業の活用を紹介、支援する。
- 関係機関で園地や栽培者の情報の共有を図り、紹介や継承を進め、経営体の維持・発展、新規参入者の確保に努める。

### (5)雇用労働力の確保に向けた取組

- 県立農業大学校の卒業生や、地域における果樹農業技術者の積極的な雇用を行う。
- 農繁期において、様々なチャンネルやプラットフォームを通じた短期雇用による労働力確保に努める。

## 3. 流通・販売戦略に関する事項

### (1)消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

- 市場出荷する場合、品種は「柘井ドーフィン」を前提とするが、直売所向けには良食味品種として「バナーネ」や「ビオレソリエス」等の品種の導入により多様性を確保することとする。
- 露地栽培中心であるため、天候に左右されやすく、降雨による品質低下やクレームの発

生、出荷数量の不安定化につながっていることから、収穫量・品質向上のため簡易雨除け(ビニル被覆)施設の導入を図る。

○県で推進されている「環境こだわり農産物」の認証を目指す。

#### (2)多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

○まずは市場出荷を主体とした体制を充実させる。

○現在、市場や直売所、庭先販売での需要を満たせていないため、売り切ることが可能となっているが、過去には飽和したことがあるため、生産量・品質が確保・向上できることが推定できる場合、市場出荷先の多様化を念頭に調査・検討を進める。

○秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、市内のレストランやカフェ、ジェラート売場、菓子店等で利用するなど、イチジクを色々な形で味わってもらえるよう、商工業者とも連携を図る。

○関係機関、特に観光部局とも連携し、観光果樹園(もぎ取り体験)の可能性を検討する。

#### (3)流通の合理化に向けた取組

○収穫盛期が酷暑期となるため、例年温度較差による品質低下や障害の発生によるクレームが生じていることから、コールドチェーンの構築を図る。

○現在は市内南部に生産者が集中しているが、今後生産が拡大した際には、効率的な集出荷体制の構築を図る。

○消費者・実需者ニーズを不断に調査し、必要とあればパック重量やパック数を見直し、需要に合わせた荷姿とすることで、出荷手間、経費の削減を図る。

### 4. 生産戦略に関する事項

#### (1)生産を振興する品種に対する考え方

消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、主軸品種を選定する。

品種選定にあたっては、市場ニーズのみならず、直売所ニーズに向けても食味や収量性、高温化での着色状況を考慮する。また、新規参入者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定するよう努める。

#### (2)品種ごとの生産目標および計画

当市のイチジク産地における品種ごとの振興計画は下表のとおりとする。

表11 品種ごとの栽培目標・振興計画

振興 品種	品種名	栽培目標面積(a)			
		現状 (令和6年)	3年後 (令和9年)	5年後 (令和11年)	10年後 (令和16年)
	榊井ドーフィン	118	103	103	118

*	柵井ドーフィン(励広台)	0	5	10	15
*	バナーネ	3	3	4	5
*	ビオレソリエス	2	2	3	4
	その他	10	10	10	10

### (3)労働生産性の向上に向けた取組

- 栽培管理研修会等を開催し栽培技術の向上・相互研鑽を図る。
- 既存園については、老木樹や凍害・虫害が甚大で生産性が低下している樹を中心に、改植やリフレッシュ剪定を進める。
- 改植にあたっては、「励広台」等の抵抗性台木の導入を進め、生産の安定化を図る。
- 土壌診断結果に基づく土づくり、施肥を行う。
- 新規参入者に向けては、簡易雨除け設備の併設を進めることとする。

### (4)生産資材の安定確保に向けた取組

- 当市を管轄するJAレーク滋賀や関係機関と連携し、肥料や農薬、出荷資材等の安定確保を図る。
- 肥料、農薬、出荷資材等について、共同購入をすすめ、資材価格の低減を図る。

### (5)今後導入すべき新技術

- 新規参入者に向けては、簡易雨除け施設の導入を進め、生産安定・品質向上につなげる
- こととする。
- スマート農業の技術革新に注目し、特に労力(作業時間)を削減できる新技術が開発された際には、積極的に導入を進める。
- 株枯病発生園地や、古い園地での改植の際には「励広台」等の抵抗性台木の導入を進める。

### (6)加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

- 加工用出荷の際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図る。
- 加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

## 5. その他

### (1)輸出戦略に関する事項

- 計画策定時点において、市場需要量を満たせていないと考えられることから、余剰生産力は無く、現時点では今後の検討課題とする。
- 共同出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

## (2)自然災害等のリスクへの対応に関する事項

- 大規模な自然災害に見舞われる前に修繕や補強、更新を検討していく必要がある。
- 病害虫の多発に対して発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 夏期の雨量多寡の極化に対して、灌水設備の導入や簡易雨除け施設の導入を図る。
- 既存園において、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。
- 担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

## (3)GAPの推進に関する事項

- 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理等に資することから、GAPについて研修会等を通じて理解を深めるとともに、GAP手法の導入により、リスクの軽減や経営改善を図る。
- 市場や業者からの求めがあれば、JGAP等の第三者認証を取得する。その際には団体認証を受けられるよう体制整備を進めることとする。

## V. オリーブ

### 1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 11 年)

#### (1)産地の状況

カキ産地である今津町深清水地域において、高齢化の進行に伴う耕作放棄園の増加が問題となりつつあったなかで、平成 30 年からカキ生産者有志らが放棄園のカキ樹の伐採に取り組み、伐採後の更地にオリーブを植栽したことが、オリーブ栽培の始まりである。

また、獣害に強いことや耕作放棄園対策として有望であること等から、令和2年度から当市において特産品化に向けた取組・支援を始めたことから、旧朽木村地域を除く市内全域に栽培が広がり、栽培面積は拡大した。

生産者は、定年帰農者や集落営農法人、地域活性化任意団体等様々であり、かつ水稻等と複合的に栽培している者が多く、その栽培面積も大小様々であることが特徴である。

表12 市内オリーブ栽培面積の推移

年産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
平成29年(2017)産	11	2.5	0	—
令和2年(2020)産	11	35	0	—
令和4年(2022)産	13	300	0	—
令和5年(2023)産	13	504	0.02	28.6
令和6年(2024)産	14	529	0.08	12.2

表13 市内オリーブ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H29	アザパ	42.9	コルチナ	14.3	ホジブラン	14.3
R2	ルッカ	29.2	ワソトイ	19.7	カロレア	18.2
R4	ミッション	32.8	ルッカ	30.8	ホデイ ・ブラン	10.2
R5	ルッカ	26.7	ミッション	23.3	ワソトイ	12.0
R6	ルッカ	20.2	ミッション	17.7	ワソトイ	16.2

#### (2)産地の課題

○産地としての栽培面積は小さく、現時点、収穫量も少ないこと、さらにロゴ等もなく、ブランドを確立できていないことから、当市の特産品として市民および県外への認知度は低い。

○オリーブは、温暖で降水量が少ない気候を好むが、当市は他既存産地と比べると、冬季

の気温は低くて降雪が多く、4～11月の降水量が多い。しかし、当市に適した品種や栽培技術の検討が始まったばかりである。

- 果実の加工としては、搾油や新漬けを想定しており、将来、搾油機の導入意向を示す経営体はあるものの、現状県内に搾油機を導入している経営体はないため、県外に加工を委託するほかない。新漬けについても、県内や市内に、これまでオリーブ果実を取り扱ったことがある業者がなかったため、商品化に向けて課題が残っており、一次加工品の市内飲食店での利用もない。その他、葉の利用として、粉末や茶が想定されるが、その加工業者は確保できていない。
- 収穫・搾油体験やリース作り体験等、観光資源として、観光協会等と連携した取組ができていない。
- 収穫量が増加したとき、収穫・選別に伴う労働力の確保や、集荷方法や販売先について、確立できていない。

## (2)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

- 「高島ならではの」のオリーブ商品で高島が持つ資源の魅力を最大限に引き出し、オリーブ畑で人々の交流・ストーリーが生み出されてにぎわう、この両輪をもって「オリーブのまちたかしま」が実現している。
- 高島市に適した振興品種を中心に植栽が進み、「低樹高開心自然形」の仕立て方で、良質な果実や枝葉を安定生産し、栽培面積が拡大する。
- 新漬けやオイル等の一次加工品に加え、地元の食材や食品等を組み合わせた二次加工品等、高島ならではの魅力が詰まった加工品が開発される。
- 観光資源としてオリーブ畑が整備され、人々の交流が生まれることで関係人口が増加する。
- 「たかしまオリーブブランド」が確立され、認知度が向上する。

## 2. 人材・園地戦略に関する事項

### (1)担い手に対する考え方

当市でオリーブを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。

- ① オリーブを主たる作目とする認定農業者
- ② オリーブを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③ 概ね30a以上のオリーブ栽培を行っている者
- ④ 概ね10a以上の新たにオリーブ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
- ⑤ 専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する法人経営体

## (2)担い手の数の目標

当市のオリーブ産地を担う者の目標は下表のとおりとする。

表14 担い手の数の目標(累積)

	認定農業者 もしくは 認定新規就農者 (担い手①②)	30a以上 栽培者 (担い手③)	10a以上 新規栽培者 (担い手④)	法人経営体 (担い手⑤)
現 状(令和6年度)	4	4	1	2
3年目(令和9年度)	6	8	4	4
5年目(令和11年度)	7	12	7	5
10年目(令和16年度)	7	15	10	5

※法人経営体かつ30a以上の栽培を行う者等、複数条件を満たす場合は、どちらにも計上している。

## (3)担い手の育成・確保に向けた取組

- 既存・新規を含めた栽培者間の交流の場の確保に努めるとともに、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。
- 非担い手の栽培者に対し、農業経営改善計画の策定や更新を通じて栽培面積の拡大を促し、新たな担い手としての育成を図る。
- 市を中心とし、関係機関が一体となって、市民に対して広く啓発するとともに、栽培にかかる相談機会等の場を設ける。
- 定年退職者を含めて新規で就農しようとする者に対しても、複合品目として提案して、担い手の発掘・育成確保を図る。

## (4)担い手の園地確保に向けた取組

- 市が策定している地域計画の話し合いのなかで、集落および関係機関で園地や栽培者の情報の共有を図り、園地の紹介や継承を進め、新規参入者の確保に努める。

## (5)雇用労働力の確保に向けた取組

- 農繁期(収穫)において、様々なチャンネルやプラットフォームを通じた短期雇用や、援農ボランティアの活用、収穫体験、農福連携等をとおして、労働力確保に努める。

## 3. 流通・販売戦略に関する事項

### (1)消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

- 消費者・実需者からは国産の高品質なオリーブが求められていることから、環境への負荷を低減した栽培を進める。

○市内では、高級リゾートホテルが誕生し、グランピング施設も増加していることから、宿泊観光客のニーズに対応した商品の開発に資する取組を進める。

(2)多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

○オリーブ関連商品は、高島市を訪れるきっかけや目的の一つとなることを目指すことから、市内の販売所での販売や飲食店等での提供が主となるため、関係機関や事業所との連携により市内で広く普及させる。

○ふるさと納税の返礼品として提供する等、市外への発信を通じて「たかしまオリーブ」のファンの増加を目指す。

(3)流通の合理化に向けた取組

○搾油や新漬け等、加工・消費用途に応じた選別基準を設け、関係機関や生産者同士で連携して、効率的な集出荷体制を確立し、出荷手間や経費の削減を図る。

4. 生産戦略に関する事項

(1)生産を振興する品種

市の振興品種を参考としながら、担い手の加工目的や消費者ニーズに対応して、品種を選定する。振興品種は、耐寒性や耐病性に優れており、収量性が高く、樹形が直立性ではなく、開帳性で栽培しやすい品種である。また、市の特産品である柿やシイタケ等に合う特徴の品種や、既存先進産地には少ない品種を導入し、新たな加工品や観光の形を模索する。

(2)品種ごとの生産目標および計画

当市のオリーブ産地における品種ごとの振興計画は下表のとおりとする。

表15 品種ごとの栽培目標・振興計画

振興 品種	品種名	栽培目標面積(a)			
		現状 (令和6年)	3年後 (令和9年)	5年後 (令和11年)	10年後 (令和16年)
*	ルッカ	106.7	120	150	180
	ミッション	93.7	93.7	93.7	100
*	フラントイオ	85.9	150	283.6	320
*	レッチーノ	78.0	150	200	230
	ネバディロブランコ	31.1	31.1	31.1	31
	レッチョデルコルノ	26.1	26.1	26.1	26
	カロレア	25.8	25.8	25.8	25
*	タジャスカ	33.1	60	100	120

*	ペンドリーノ	13.4	50	120	150
	シプレッシーノ	12.0	12.0	24	33
	コレツジョラ	6.0	6.0	6.0	6.0
*	マンザニコ	5.0	30	60	90
*	コルチナ	1.8	30	60	90
*	アルバキーナ	0.3	30	60	90
	その他	9.7	9.7	9.7	9.7

### (3)労働生産性の向上に向けた取組

- 市内栽培者を組織化した生産者団体をとおして、栽培管理研修会等を開催し栽培技術の向上・相互研鑽を図る。
- 風通しが良く、収穫など作業姿勢に優れる樹形となるよう、剪定をとおして仕立て、省力・軽労化を図る。
- オリーブは弱アルカリ性の土壌を好むことから、こまめに土壌診断を行い、その結果に基づき土づくり、施肥を行う。
- 株元の除草や剪定、収穫作業において、リモコン式草刈機や電動剪定鋏等の導入により、さらなる省力化・軽労化を図る。

### (4)生産資材の安定確保に向けた取組

- 当市を管轄するJAレーク滋賀や関係機関と連携し、肥料や農薬、出荷資材等の安定確保を図る。
- 肥料、農薬、出荷資材等について、栽培者の組織化と併せて共同購入を行うことで、資材価格の低減を図る。

### (5)今後導入すべき新技術

- 収穫量を安定して確保するためにも、花芽分化促進技術としてホウ素等の散布、受粉促進技術の導入として、ブローアーや毛ばたきの活用を検討する。
- 水田や耕作放棄地での植栽が多いことから、苗木の早期育成に向けて、土壌改良資材や発根促進剤等の導入を検討する。

### (6)加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

- 加工用出荷の際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図る。
- 加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

## 5. その他

### (1)輸出戦略に関する事項

- 計画策定時点において、市場需要量を満たせていないと考えられることから、余剰生産力は無く、現時点では今後の検討課題とする。
- 共同出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

#### (2)自然災害等のリスクへの対応に関する事項

- 病害虫の多発に対して発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 苗木から若木において、雪害や凍害対策を徹底する。
- 既存園において、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく
- 担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

#### (3)GAPの推進に関する事項

- 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理等に資することから、GAPについて研修会等を通じて理解を深めるとともに、GAP手法の導入により、リスクの軽減や経営改善を図る。
- 市場や業者からの求めがあれば、JGAP等の第三者認証を取得する。その際には団体認証を受けられるよう体制整備を進めることとする。

## VI. カキ

### 1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 11 年)

#### (1)産地の状況

旧今津町深清水地域は百瀬川によって形成された扇状地上に拡がっており、名前にもあるとおりきれいな清水が湧き出る地域である。この地域一帯は、礫(れき)が非常に多く、水はけが良いところであり、一部地域(新田)においては、土質が異なり、黒ボク土が多く、土がやや肥沃であるところもある。

昔は養蚕が盛んであったが、大正のはじめ頃に岐阜県から「富有」カキの穂木が持ち込まれ、在来のカキに接ぎ木されて増加した。昭和23年頃から本格的な栽培が始まり、昭和31年に今津町果樹組合が設立、昭和37年頃には35haに達し、選果場やスピードプレーヤーが導入され、昭和60年頃には生産者60名、栽培面積40haに達した。その後、栽培者の高齢化や湖西バイパスが樹園地を通過したことにより面積が減少したが、現在でも県下最大のカキの産地となっている。

表16 市内カキ栽培面積の推移

年産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
平成26年(2014)産	42	2,040	156.1	765.2
令和元年(2021)産	39	2,086	228.5	568.1
令和4年(2022)産	39	2,100	189.0	900.0
令和5年(2023)産	36	2,100	119.5	569.0
令和6年(2024)産	37	2,098	156.8	841.6

(滋賀県果樹生産事情調査などより作成)

表17 市内カキ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	富有	87.5	平核無	7.8	西村早生	2.9
R1	富有	88.5	平核無	4.9	西村早生	3.4
R4	富有	87.4	平核無	4.9	西村早生	3.2
R5	富有	87.4	平核無	4.9	西村早生	3.2
R6	富有	78.6	太秋	4.5	西村早生	4.4

※「富有」は「松本早生富有」を含む  
(滋賀県果樹生産事情調査などより作成)

## (2)産地の課題

- 生産者は高齢化しているため、今後、規模の縮小または栽培をやめざるを得ない生産者が出てくる可能性が高い。また、規模の小さい生産者は、スピードプレーヤーや乗用草刈機を所有しておらず、高齢化に伴い、身体への負担が大きくなっている。
- 多くの生産者は栽培出来なくなった場合、誰かに貸したいと考えているが、その相談先や受け入れ体制等が整備されておらず、規模拡大生産者へのスムーズな農地継承がなされずに、耕作放棄園が発生しつつある。
- 植栽してから、半世紀以上を超える樹が多く、生産性が低下している。
- 「富有」が中心であるが、今後産地として、需要の高い品種の選択、またそれら品種への改植が進んでおらず、消費者の希望に応えきれていない。
- 「富有」については、近年、地球温暖化の影響を受け、着色遅れが顕著であり、そのほか果樹カメムシ類やヤガ類など害虫の多発が問題となっている。
- 礫が多い地域は、夏期において土壌が乾燥しやすい傾向があり、黒ボク土が多い地域は、樹勢が旺盛になり、炭疽病の発生が多くなりやすい。
- 袋かけ柿や樹上脱渋柿、干し柿等の加工の取組が一部の生産者で行われているが、産地全体での取組となっておらず、その他ブランド力や認知度の向上につながる取組が産地全体で行われていない。

## (3)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

- 担い手の育成や新規栽培者の確保、援農隊の試行をすすめ、耕作放棄地の発生を防ぎながら、現在の栽培規模が維持される。
- 産地として、さらなる栽培技術力の向上や、気候変動に対応した栽培、新技術が導入され、安定した収量が確保される。
- 改植や高接ぎによって、消費者ニーズに対応した新品種の導入が進む。
- 観光摘み取りの導入や、栽培基準および品質規格の統一等のブランド化、加工の取組を通じて、ブランド化・認知度が向上する。

## 2. 人材・園地戦略に関する事項

### (1)担い手に対する考え方

当市でカキを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。

- ① カキを主たる作目とする認定農業者
- ② カキを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③ 概ね30a以上のカキ栽培を行っている者
- ④ 概ね10a以上の新たにカキ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
- ⑤ 専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する法人経営体

## (2)担い手の数の目標

当市のカキ産地を担う者の目標は下表のとおりとする。

表18 担い手の数の目標(累積)

	認定農業者 もしくは 認定新規就農者 (担い手①②)	30a以上 栽培者 (担い手③)	10a以上 新規栽培者 (担い手④)	法人経営体 (担い手⑤)
現 状(令和6年度)	6	19	0	1
3年目(令和9年度)	7	19	1	1
5年目(令和11年度)	8	19	2	2
10年目(令和16年度)	10	19	3	3

※ 法人経営体かつ30a以上の栽培を行う者等、複数条件を満たす場合は、どちらにも計上している。

## (3)担い手の育成・確保、担い手の園地確保に向けた取組

- 栽培が継続できない生産者の相談窓口等の体制・ルールを整備するとともに、市が策定する地域計画の策定・見直し等を通して、毎年後継者、新規参入者、ならびに園地の情報を把握・共有することにより、園地継承や規模拡大志向農家への園地マッチングをすすめる。
- SNS(LINE等)を活用し、栽培者間での情報共有を活発化させるとともに、栽培や販売に関する勉強会や会議を開催し、栽培技術力の向上を図る。
- 観光摘み取りや援農隊の導入等の取組を通じて、関係人口の増加を図りながら、産地に興味をもってもらう方を増やし、将来の担い手として育成・確保する。

## (4)雇用労働力の確保に向けた取組

- 規模拡大意向のある担い手において、雇用できる体制を整備していくとともに、県立農業大学の卒業生や、市内の就農希望者等とマッチングし、雇用を促進する。
- 農繁期(収穫・販売)において、地域住民に加え、様々なチャンネルやプラットフォームを通じた短期雇用による労働力確保に努める。

## 3. 流通・販売戦略に関する事項

### (1)消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

- 消費者ニーズに合わせた良食味品種や作期分散に向けた早生品種を導入する。
- 県で推進されている「環境こだわり農産物」の認証を目指す。

(2)多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

○市場出荷の充実とともに、小売店や飲食店等との契約販売など新たな販路開拓により、販売価格の向上を図る。

○産地全体として、干し柿やドライフルーツ、樹上脱渋柿、袋かけ柿等の取組を検討し、ブランド化を図る。

○観光摘み取りや援農隊の試行、特設販売やイベントの開催、インターネットやマスメディアにより、消費者との交流を深め、認知度向上を目指す。

(3)流通の合理化に向けた取組

○消費用途に合わせた選果方法の導入や荷姿を関係機関と連携しながら検討・選定し、関係機関と連携して、効率的な集出荷体制を確立し、出荷手間や経費の削減を図る。

4. 生産戦略に関する事項

(1)生産を振興する品種

消費者ニーズに合わせた良食味品種や、作期分散に向けた早生・中生品種を導入し、産地としても、産地としても、「富有」に次ぐ品種を選出する。品種選定にあたっては、食味だけでなく、気候変動に左右されることなく、安定した収量を確保することができ、栽培管理しやすい品種を選定するよう努める。

(2)品種ごとの生産目標および計画

当市のカキ産地における品種ごとの振興計画は下表のとおりとする。

表19 品種ごとの栽培目標・振興計画

振興 品種	品種名	栽培目標面積(a)			
		現状 (令和6年)	3年後 (令和9年)	5年後 (令和11年)	10年後 (令和16年)
*	富有(松本早生富有含む)	1,650	1,650	1,650	1,650
	西村早生	92	82	78	70
	平核無	55	50	50	50
*	太秋	95	110	115	120
*	早秋	36	40	40	40
	蜂屋	20	20	20	20
	刀根早生	7	7	7	7
	新秋	3	3	3	3
*	麗玉	4	10	13	18
*	太雅	1	6	8	8
	その他	135	130	125	122

### (3)労働生産性の向上に向けた取組

- 現在導入されているスピードスプレーヤーや乗用草刈機について、共同作業化を進める。  
その他、リモコン式草刈機や電動剪定鋏等の導入により、さらなる省力化・軽労化を図る。
- 土壌診断に基づく土づくり、施肥を行う。

### (4)生産資材の安定確保に向けた取組

- 当市を管轄するJAレーク滋賀や関係機関と連携し、肥料や農薬、出荷資材等の安定確保を図る。
- 肥料、農薬、出荷資材等について、栽培者の組織化と併せて共同購入を行うことで、資材価格の低減を図る。

### (5)今後導入すべき新技術

- 低樹高栽培やポット栽培等の新技術の導入により、軽労化や省力化を図る。
- スマート農業の技術革新に注目し、特に労力(作業時間)を削減できる新技術が開発された際には、積極的に導入を進める。

### (6)加工・業務用果実の安定生産および商品化に向けた取組

- 加工用を受け入れてくれる業者があれば、産地として安定して供給できるよう、加工業者と事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図る。
- 加工業者の求める品質に応じた栽培方法を導入する。

## 5. その他

### (1)輸出戦略に関する事項

- 新たなブランド化として輸出の可能性について検討するため、令和6年高島市特産品海外展開促進事業の商談会に参加した。実現に向けてハードルは高いが、引き続き情報を収集しながら、関係機関と連携して輸出戦略等を策定し、実現に向けて検討する。

### (2)自然災害等のリスクへの対応に関する事項

- 病害虫の多発に対して、フェロモントラップ等の発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 夏期の雨量多寡の極化に対して、簡易スプリンクラー等の灌水設備の導入を図る。
- 雪害や台風対策として、支柱の設置等を徹底する。
- 既存園において、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく

○担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

### (3)GAPの推進に関する事項

○食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理等に資することから、GAPについて研修会等を通じて理解を深めるとともに、GAP手法の導入により、リスクの軽減や経営改善を図る。

○市場や業者からの求めがあれば、JGAP等の第三者認証を取得する。その際には団体認証を受けられるよう体制整備を進めることとする。

## Ⅶ. クリ

### 1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 11 年)

#### (1)産地の状況

市内のクリ栽培は、旧マキノ町石庭・寺久保地区を中心に、昭和38～40年にパイロット事業により開墾された広大な畑地で、昭和41年に4万本のクリが植栽されたことを契機とする。その後、当地では昭和46年に観光クリ園を主たる事業とする任意組合が組織化され、昭和51年にはマキノ町果樹生産組合が設立された。今日に至るまで、当該法人が中心となり、クリの栽培管理を行っているほか、周囲へも波及し、旧マキノ町内を中心にいくらかの生産者がクリを栽培している。

表20 市内クリ栽培面積の推移

年産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	19	4,590	2.5	59.0
令和元年(2019年)産	19	4,602	15.0	45.1
令和4年(2022年)産	20	4,547	6.4	17.9
令和5年(2023年)産	21	4,602	10.4	30.3
令和6年(2024年)産	23	4,982	16.8	39.1

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表21 市内クリ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	石鎚	23.1	国見	21.4	筑波	11.5
R1	石鎚	20.6	国見	20.3	筑波	11.3
R4	石鎚	20.8	国見	20.5	筑波	11.4
R5	石鎚	20.6	国見	20.3	筑波	11.3
R6	銀寄	21.6	石鎚	12.2	国見	10.8

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

#### (2)産地の課題

- 観光果樹園という特性からも粗放的な栽培が中心であり、主産県と比較して収量がかなり低い状態となっている。
- 植栽から半世紀近く経っており、老木化が著しいことや、気候に適さない品種、消費者ニーズに対応出来なっている品種が栽培されていることから、優良品種への転換が求められている。

- 収穫果実のほとんどが観光農園および直売所で販売されているものの、観光農園については天候等の外的要因により入園者数の変動が大きく、経営的に不安定な面がある。直売については、順調に推移しているものの、受付から遠く、入園客を案内するには不向きな園において、より消費者ニーズに合った、高品質な果実および収量を確保すべく管理する必要がある。
- 特に、サル・シカによる食害が大きく、対策資材コストや追い払いによる労力負担の増加が経営上の課題となっている。

### (3)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

- 高島市農業公園マキノピックランドへの入園者数が増加し、農産物直売所を通じた地域農業の発展が図られている。
- 老木園の若返りおよび消費者ニーズに対応した品種への転換に向けた改植または高接ぎが実施されている。
- 観光農業公園として地域観光施設等とのパイプを太くし、連動した集客の一役を担うことで、地域の総合的な活性化に寄与している。
- 環境こだわり農産物認証基準に準拠した栽培に取り組み、農薬使用の削減に努める。
- 試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力化かつ高品質な果樹生産に取り組んでいる。

## 2. 人材・園地戦略に関する事項

### (1)担い手に対する考え方

当市でクリを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。

- ①クリを主たる作目とする認定農業者
- ②クリを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③概ね30a以上のクリ栽培を行っている者
- ④概ね10a以上の新たにクリ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
- ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

## (2)担い手の数の目標

当市のクリ産地を担う者の目標は下表のとおりとする。

表22 担い手の数の目標(累積)

	認定農業者 もしくは 認定新規就農者 (担い手①②)	30a以上 栽培者 (担い手③)	10a以上 新規栽培者 (担い手④)	法人経営体 (担い手⑤)
現 状(令和6年度)	0	3	0	1
3年目(令和9年度)	1	3	1	1
5年目(令和11年度)	1	4	1	1
10年目(令和16年度)	1	5	2	1

※法人経営体かつ30a以上の栽培を行う者等、複数条件を満たす場合は、どちらにも計上している。

## (3)担い手の育成・確保に向けた取組

- 生産組合においては、組合員の技術向上に向けて、県農産普及課等の協力の下、現地研修会を開催する。
- 生産組合以外の担い手については、定年帰農者を含めて幅広く果樹栽培を勧めて新規参入者を確保する
- 既存・新規を含めた栽培者間の交流の場の確保に努めるとともに、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。
- 関係機関が一体となって栽培を開始する者が直面する様々な課題の解決をサポートすることとする。
- 官民連携し、新規参入に向けた機運の醸成が図れるよう、果樹トレーニングファームといった技術習得等の仕組みを検討・構築する。

## (4)担い手の園地確保に向けた取組

- 農地中間管理機構における各種事業の活用を紹介、支援する。
- 関係機関で園地や栽培者の情報の共有を図り、紹介や継承を進め、経営体の維持・発展、新規参入者の確保に努める。

## (5)雇用労働力の確保に向けた取組

- 生産組合においては、県立農業大学校の卒業生や、地域における果樹農業技術者の積極的な雇用を行う。
- 農繁期において、様々なチャンネルやプラットフォームを通じた短期雇用による労働力確保に努める。

### 3. 流通・販売戦略に関する事項

#### (1)消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

- 入園者数や直売所での購買状況等のデータを蓄積、分析するとともに、入園者の行動や言動を記録し、入園者等の動向を探る。また、必要に応じてアンケート調査を実施し、入園者等のニーズの把握に努める。
- 直売所の売り上げは伸びていることから、お土産や贈答用にふさわしい高品質な果実と、手ごろな価格で購入できる果実を提供する等、実需者の様々なニーズに対応できるよう、計画的な果実生産に努める。
- できる限り長期間にわたり果実を提供できるよう、品種の構成について見直しする。
- 県で推進されている「環境こだわり農産物」の認証を取得する。

#### (2)多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

- まずは観光果樹園・直売所・庭先での販売を主体とした体制を充実させる。
- 秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、市内のレストランやカフェ、ジェラート売場で利用する等、実需者に色々な形で味わってもらえるよう、流通体制を整備する。
- 観光園においては、収穫体験にこだわらず、農作業体験等を取り入れ、一年を通じて家族向けのレジャーおよび食育を実感できるよう、滞在型観光果樹園あり方を検討する。

#### (3)流通の合理化に向けた取組

- 消費用途に合わせた選果方法の導入や荷姿を関係機関と連携しながら検討・選定し、直売所や庭先、商工業者への出荷での実情に合わせた荷姿とすることで、出荷手間、経費の削減を図る。
- 加工施設を有する担い手については、新加工品開発や既存加工品の改良を図る。

### 4. 生産戦略に関する事項

#### (1)生産を振興する品種に対する考え方

消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、主軸品種を選定する。また、観光果樹園に向けては、中生・晩生品種については本計画により着実に改植が進んでいることから、今後については特に、クリシギゾウムシの被害が少ない早生品種である「出雲」、「大国早生」、「ぼろたん」といった品種への改植を進めていく。これにより市場流通が少ない品種や、希少性や特徴が生かせる品種の導入を進める。

品種選定にあたっては、食味や収量性、高温化での成熟状況を考慮するだけでなく、新規参入者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定するよう努める。

(2)品種ごとの生産目標および計画

当市のクリ産地における品種ごとの振興計画は下表のとおりとする。

表23 品種ごとの栽培目標・振興計画

振興 品種	品種名	栽培目標面積(a)			
		現状 (令和6年)	3年後 (令和9年)	5年後 (令和11年)	10年後 (令和16年)
*	出雲	700	700	700	720
*	大国早生	0	0	100	200
	国見	537	328	328	328
*	ぼろたん	258	288	298	308
*	筑波	391	401	401	401
	有磨	75	75	30	5
*	紫峰	588	588	598	598
*	秋峰	375	375	385	385
*	美玖里	246	246	246	256
	銀寄	1,074	874	874	874
*	石鎚	607	607	607	617
	岸根	1	0	0	0
	その他	130	20	20	10

○対象樹園地のうち一部樹園地について、生育が著しく不良かつ獣害が顕著であり、収益が全くない樹園地があるため、適地適作の観点からその樹園地でのクリ栽培を取りやめることとし、栽培面積の減少を予定している。なお、転換後の樹園地については観光に関する施設の整備や民間利活用を検討している。

(3)労働生産性の向上に向けた取組

- 既存園については、老木樹や生産性の低い樹形から、振興品種への改植(補植)を図る。
- 改植にあたっては、特に収量確保に充てる園では、主枝位置を下げた改良仕立てを参考に省力・軽労化を図る。
- 土壌診断結果に基づく土づくり、施肥を行う。

(4)生産資材の安定確保に向けた取組

- 当市を管轄するJAレーク滋賀や関係機関と連携し、肥料や農薬、出荷資材等の安定確保を図る。
- 肥料、農薬、出荷資材等について、共同購入を行うことで、資材価格の低減を図る。

#### (5) 今後導入すべき新技術

- 特に収量確保に努める園については、「短幹変則主幹形整枝法」などの低樹高仕立ての導入を進め、労力削減につなげる。
- スマート農業の技術革新に注目し、特に労力(作業時間)を削減できる新技術が開発された際には、積極的に導入を進める。
- 観光果樹園においては、観光受け入れ時期の下草管理にかかる労力が課題となっていることから、ロボット草刈機等の検討を進める。

#### (6) 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

- 加工用出荷の際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図る。
- 加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

### 5. その他

#### (1) 輸出戦略に関する事項

- 計画策定時点において、市内消費需要量を満たせていないと考えられること、また既存園のうち観光果樹園では集客力から消費拡大の余力があると考えられることから、余剰生産力は無く、現時点では今後の検討課題とする。
- 共同出荷体制の確立や社会情勢の変化等により輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

#### (2) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項

- 病害虫の多発に対して物理的防除実施や発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 大規模化する台風による風害へは、早めの収穫等で対応することとする。
- 観光果樹園や既存園において、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。
- 担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

#### (3) GAPの推進に関する事項

- 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理等に資することから、GAPについて研修会等を通じて理解を深めるとともに、GAP手法の導入により、リスクの軽減や経営改善を図る。
- 今後、市場出荷や業務・加工用果実の出荷を行う際に、市場や業者からの求めがあれば、JGAP等の第三者認証を取得する。その際には団体認証を受けられるよう体制整備を進めることとする。

## Ⅷ. オウトウ

### 1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 11 年)

#### (1)産地の状況

市内のオウトウ栽培は、農事組合法人マキノ町果樹生産組合が、平成11年のマキノ町(現高島市)農業公園マキノピックランドとしてリニューアルオープンすることにあわせ、平成8～9年に植栽されたことを契機として市内での栽培が始まった。なお現状、市内には生産組合における栽培以外に経済栽培している生産者はいない。

表24 市内オウトウ栽培面積の推移

年産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	1	86	3.3	379.1
令和元年(2019年)産	1	86	1.8	211.8
令和4年(2022年)産	1	86	2.7	338.3
令和5年(2023年)産	1	86	2.7	335.4
令和6年(2024年)産	1	86	0.1	8.4

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表25 市内オウトウ品種構成の推移(上位3品種)

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	スタークリムソ	24.4	ステラ	19.8	暖地サトウ	16.3
R1	スタークリムソ	24.4	ステラ	19.8	暖地サトウ	16.3
R4	スタークリムソ	24.4	ステラ	19.8	暖地サトウ	16.3
R5	スタークリムソ	24.4	ステラ	19.8	暖地サトウ	16.3
R6	ステラ	24.4	スタークリムソ	23.3	暖地サトウ	16.3

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

#### (2)産地の課題

○植栽から四半世紀近く経っており、老木化が著しいことや、気候に適さない品種、消費者ニーズに対応出来なっている品種が栽培されていることから、優良品種への転換が求められている。

○収穫果実のほとんどが観光農園および直売所で販売されているものの、観光農園については天候等の外的要因により入園者数の変動が大きく、経営的に不安定な面がある。

○特に、サルによる食害が大きく、対策資材コストや追い払いによる労力負担の増加が経営上の課題となっている。

(3)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

- 観光園への入園者数が増加し、農産物直売所を通じた地域農業の発展が図られている。
- 老木園の若返りおよび消費者ニーズに対応した品種への転換に向けた改植または高接ぎが実施されている。
- 観光農業公園として地域観光施設等とのパイプを太くし、連動した集客の一役を担うことで、地域の総合的な活性化に寄与している。
- 試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力化かつ高品質な果樹生産に取り組んでいる。

2. 人材・園地戦略に関する事項

(1)担い手に対する考え方

当市でアウトウを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。

- ①アウトウを主たる作目とする認定農業者
- ②アウトウを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③概ね30a以上のアウトウ栽培を行っている者
- ④概ね5a以上の新たにアウトウ栽培を行う者であり、栽培を継続する意思のある者
- ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

(2)担い手の数の目標

当市のアウトウ産地を担う者の目標は下表のとおりとする。

表26 担い手の数の目標(累積)

	認定農業者 もしくは 認定新規就農者 (担い手①②)	30a以上 栽培者 (担い手③)	5a以上 新規栽培者 (担い手④)	法人経営体 (担い手⑤)
現 状(令和6年度)	0	1	0	1
3年目(令和9年度)	1	1	0	1
5年目(令和11年度)	1	1	1	1
10年目(令和16年度)	1	1	2	1

※法人経営体かつ30a以上の栽培を行う者等、複数条件を満たす場合は、どちらにも計上している。

(3)担い手の育成・確保に向けた取組

- 生産組合においては、組合員の技術向上に向けて、県農産普及課等の協力の下、現地研

修会を開催する。

- 生産組合以外の担い手については、定年帰農者を含めて幅広く果樹栽培を勧めて新規参入者を確保する
- 既存・新規を含めた栽培者間の交流の場の確保に努めるとともに、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。
- 関係機関が一体となって栽培を開始する者が直面する様々な課題の解決をサポートすることとする。

#### (4)担い手の園地確保に向けた取組

- 農地中間管理機構における各種事業の活用を紹介、支援する。
- 関係機関で園地や栽培者の情報の共有を図り、紹介や継承を進め、経営体の維持・発展、新規参入者の確保に努める。

#### (5)雇用労働力の確保に向けた取組

- 生産組合においては、県立農業大学校の卒業生や、地域における果樹農業技術者の積極的な雇用を行う。
- 農繁期において、様々なチャンネルやプラットフォームを通じた短期雇用による労働力確保に努める。

### 3. 流通・販売戦略に関する事項

#### (1)消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

- 入園者数や直売所での購買状況等のデータを蓄積、分析するとともに、入園者の行動や言動を記録し、入園者等の動向を探る。また、必要に応じてアンケート調査を実施し、入園者等のニーズの把握に努める。
- 直売所の売り上げは伸びていることから、お土産や贈答用にふさわしい高品質な果実と、手ごろな価格で購入できる果実を提供する等、実需者の様々なニーズに対応できるよう、計画的な果実生産に努める。
- できる限り長期間にわたり果実を提供できるよう、品目、品種の構成についても見直しを行う。

#### (2)多様な販売ルート確保や新たな市場の開拓に向けた取組

- まずは観光果樹園・直売所での販売を主体とした体制を充実させる。
- 秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、市内のレストランやカフェ、ジェラート売場で利用する等、実需者に色々な形で味わってもらえるよう、流通体制を整備する。
- 観光園においては、収穫体験にこだわらず、農作業体験等を取り入れ、一年を通じて家

族向けのレジャーおよび食育を実感できるよう、滞在型観光果樹園あり方を検討する。

### (3)流通の合理化に向けた取組

○消費用途に合わせた選果方法の導入や荷姿を関係機関と連携しながら検討・選定し、直売所や庭先、商工業者への出荷での実情に合わせた荷姿とすることで、出荷手間、経費の削減を図る。

○加工施設を有する担い手については、新加工品開発や既存加工品の改良を図る。

## 4. 生産戦略に関する事項

### (1)生産を振興する品種に対する考え方

県内のアウトウ産地もわずかであり、実需者のニーズが高いものの、十分な収量が得られていない状態にある。

また、甘果桜桃品種については強い需要がある一方で、中国桜桃品種のように実需者ニーズの低下している品種がある。さらに、中国桜桃品種とアメリカンチェリー品種については、混植による作業性の低下が見られることから、圃場毎に品種の統一化を図る観点から、優良品種の選抜と改植を行う。このため、中国桜桃品種については、ニーズへの対応と混植の解消に合わせて甘果桜桃の極早生品種への改植を行う。

なお改植後においては、作業性の改善に向けて低樹高化を図っていくこと、消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、品種選定にあたっては、食味や収量性、高温化での成熟状況を考慮するだけでなく、新規参入者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定することに努める。

### (2)品種ごとの生産目標および計画

当市のアウトウ産地における品種ごとの振興計画は下表のとおりとする。

表27 品種ごとの栽培目標・振興計画

振興 品種	品種名	栽培目標面積(a)			
		現状 (令和6年)	3年後 (令和9年)	5年後 (令和11年)	10年後 (令和16年)
	中国桜桃(シナノミザクラ)	14	7	7	7
	香夏錦	2	2	2	2
	ナポレオン	2	2	2	2
	天香錦	7	7	7	7
	高砂	3	3	3	3
	佐藤錦	6	6	6	6
	スタークリームソン	20	18	18	18
	ステラ	21	18	18	18

*	紅きらり	9	21	21	21
*	紅秀峰	1	3	3	3
*	紅てまり	1	4	4	4
*	紅えびす	0	4	4	4
*	おぼこ錦	0	3	3	3

### (3)労働生産性の向上に向けた取組

- 既存園については、老木樹や生産性の低い樹形から、振興品種への改植(補植)を図る。
- 改植にあたっては、主枝位置を下げた改良仕立てを参考に省力・軽労化を図る。
- 土壌診断結果に基づく土づくり、施肥を行う。

### (4)生産資材の安定確保に向けた取組

- 当市を管轄するJAレーク滋賀や関係機関と連携し、肥料や農薬、出荷資材等の安定確保を図る。
- 肥料、農薬、出荷資材等について、共同購入を行うことで、資材価格の低減を図る。

### (5)今後導入すべき新技術

- 特に収量確保に努める園については低樹高仕立ての導入を進め、労力削減につなげることをとする。
- スマート農業の技術革新に注目し、特に労力(作業時間)を削減できる新技術が開発された際には、積極的に導入を進める。
- 観光果樹園においては、観光受け入れ時期の下草管理にかかる労力が課題となっていることから、ロボット草刈機等の検討を進める。

### (6)加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

- 加工用出荷の際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図る。
- 加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

## 5. その他

### (1)輸出戦略に関する事項

- 計画策定時点において、市内消費需要量を満たせていないと考えられること、また既存園のうち観光果樹園では集客力から消費拡大の余力があると考えられることから、余剰生産力は無く、現時点では今後の検討課題とする。
- 共同出荷体制の確立や社会情勢の変化などにより輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

(2)自然災害等のリスクへの対応に関する事項

- 病害虫の多発に対して、物理的防除実施や、発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 観光果樹園や既存園において、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。
- 担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

(3)GAPの推進に関する事項

- 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理等に資することから、GAPについて研修会等を通じて理解を深めるとともに、GAP手法の導入により、リスクの軽減や経営改善を図る。
- 今後、市場出荷や業務・加工用果実の出荷を行う際に、市場や業者からの求めがあれば、JGAP等の第三者認証を取得する。その際には団体認証を受けられるよう体制整備を進めることとする。

## IX. ブルーベリー

### 1. 産地の課題と目指す姿(5年後 令和 11 年)

#### (1)産地の状況

市内のブルーベリー栽培は、農事組合法人マキノ町果樹生産組合が、平成11年のマキノ町(現高島市)農業公園マキノピックランドとしてリニューアルオープンすることにあわせ、平成8～9年に植栽されたことを契機として市内での栽培が広がっている。

旧安曇川町下古賀や旧マキノ町大沼にも観光摘み取りによるブルーベリー園が開園しており、市内では主に観光果樹園として栽培されている。

表28 市内ブルーベリー栽培面積の推移

年産	栽培農家数 (戸)	栽培面積 (a)	収穫量 (t)	反収 (kg/10a)
平成26年(2014年)産	4	267	17.2	780.0
令和元年(2019年)産	13	279	7.3	261.7
令和4年(2022年)産	6	292	6.4	219.6
令和5年(2023年)産	6	334	7.5	224.6
令和6年(2024年)産	8	371	8.9	256.5

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

表29 市内ブルーベリー品種系統構成の推移

年産	1 位		2 位		3 位	
	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)	品種名	割合(%)
H26	ハイブツシ系	50.6	ネブツアイ系	50.4	—	—
R1	ネブツアイ系	51.3	ハイブツシ系	48.7	—	—
R4	ハイブツシ系	45.1	ネブツアイ系	44.6	ザンハイブツシ系	10.3
R5	ハイブツシ系	45.2	ネブツアイ系	44.6	ザンハイブツシ系	10.2
R6	ネブツアイ系	47.4	ハイブツシ系	42.6	ザンハイブツシ系	10.0

(滋賀県果樹生産事情調査より作成)

#### (2)産地の課題

○老木化や、消費者ニーズに対応出来なっている品種が栽培されていることから、優良品種への転換が求められている。

○収穫果実のほとんどが観光農園および直売所で販売されているものの、観光農園については天候等の外的要因により入園者数の変動が大きく、経営的に不安定な面がある。

(3)産地の目指す姿(5年後 目標年:令和11年)

- 観光園への入園者数が増加し、農産物直売所を通じた地域農業の発展が図られている。
- 老木園の若返りおよび消費者ニーズに対応した品種への転換に向けた改植または高接ぎが実施されている。
- 地域観光施設等とのパイプを太くし、連動した集客の一役を担うことで、地域の総合的な活性化に寄与している。
- 試験研究機関等の成果を参考に新技術を積極的に導入し、省力化かつ高品質な果樹生産に取り組んでいる。

2. 人材・園地戦略に関する事項

(1)担い手に対する考え方

当市でブルーベリーを栽培している者、もしくは栽培に取り組もうとする者のうち、下記の者を担い手とする。

- ①ブルーベリーを主たる作目とする認定農業者
- ②ブルーベリーを主たる作目、もしくは他の主作目と複合して取り組む認定新規就農者
- ③概ね30a以上のブルーベリー栽培を行っている者
- ④概ね10a以上の新たにブルーベリー栽培を行う者で、栽培を継続する意思のある者
- ⑤法人経営体であり、専任の従業員を定め、従業員に対して技術等の研修を実施する者

(2)担い手の数の目標

当市のブルーベリー産地を担う者の目標は下表のとおりとする。

表30 担い手の数の目標(累積)

	認定農業者 もしくは 認定新規就農者 (担い手①②)	30a以上 栽培者 (担い手③)	10a以上 新規栽培者 (担い手④)	法人経営体 (担い手⑤)
現 状(令和6年度)	0	4	0	1
3年目(令和9年度)	1	4	1	1
5年目(令和11年度)	1	4	1	1
10年目(令和16年度)	1	4	2	1

※法人経営体かつ30a以上の栽培を行う者等、複数条件を満たす場合は、どちらにも計上している。

(3)担い手の育成・確保に向けた取組

- 生産組合においては、組合員の技術向上に向けて、各種研修会に参加させるとともに、県農産普及課等の協力の下、現地研修会を開催する。

- 生産組合以外の担い手については、定年帰農者を含めて幅広く果樹栽培を勧めて新規参入者を確保する
- 既存・新規を含めた栽培者間の交流の場の確保に努めるとともに、座学・実習を問わず研修等による栽培技術の相互研鑽機会の創出に取り組む。
- 関係機関が一体となって栽培を開始する者が直面する様々な課題の解決をサポートすることとする。

#### (4) 担い手の園地確保に向けた取組

- 農地中間管理機構における各種事業の活用を紹介、支援する。
- 関係機関で園地や栽培者の情報の共有を図り、紹介や継承を進め、経営体の維持・発展、新規参入者の確保に努める。

#### (5) 雇用労働力の確保に向けた取組

- 生産組合においては、栽培管理担当職員の確保のため、県立農業大学校の卒業生や、地域における果樹農業技術者の積極的な雇用を行う。
- 農繁期において、様々なチャンネルやプラットフォームを通じた短期雇用による労働力確保に努める。

### 3. 流通・販売戦略に関する事項

#### (1) 消費者・実需者のニーズに応じた果実を供給するための取組

- 入園者数や直売所での購買状況等のデータを蓄積、分析するとともに、入園者の行動や言動を記録し、入園者等の動向を探る。また、必要に応じてアンケート調査を実施し、入園者等のニーズの把握に努める。
- 直売所の売り上げは伸びていることから、お土産や贈答用にふさわしい高品質な果実と、手ごろな価格で購入できる果実を提供する等、実需者の様々なニーズに対応できるよう、計画的な果実生産に努める。
- できる限り長期間にわたり果実を提供できるよう、品種の構成について見直しする。
- 県で推進されている「環境こだわり農産物」の認証を取得する。

#### (2) 多様な販売ルートの確保や新たな市場の開拓に向けた取組

- まずは観光果樹園・直売所での販売を主体とした体制を充実させる。
- 秀品にならない果実は、安価に提供するだけでなく、マキノピックランド内のレストランやカフェ、ジェラート売場等で利用する等、実需者に色々な形で味わってもらえるよう、流通体制を整備する。
- 観光園においては、収穫体験にこだわらず、農作業体験等を取り入れ、一年を通じて家族向けのレジャーおよび食育を実感できるよう、滞在型観光果樹園あり方を検討する。

### (3)流通の合理化に向けた取組

- 消費用途に合わせた選果方法の導入や荷姿を関係機関と連携しながら検討・選定し、直売所や庭先、商工業者への出荷での実情に合わせた荷姿とすることで、出荷手間、経費の削減を図る。
- 加工施設を有する担い手については、新加工品開発や既存加工品の改良を図る。

## 4. 生産戦略に関する事項

### (1)生産を振興する品種に対する考え方

生産組合においては植栽から四半世紀近くが経過し、老木化が進んでおり、ノーザンハイブッシュ系品種の枯死が目立ってきている。接ぎ木による樹勢回復を図るほか、近年の地球温暖化による酷暑化にも対応すべく、耐暑性のあるサザンハイブッシュ系品種への改植を進める。

なお改植後においては、消費者ニーズならびに滋賀県の推奨品種に対応し、品種選定にあたっては、食味や収量性、高温化での成熟状況を考慮するだけでなく、新規参入者が取り組みやすく栽培管理に癖の無い品種を選定することに努める。

### (2)品種ごとの生産目標および計画

当市のブルーベリー産地における品種ごとの振興計画は下表のとおりとする。

表31 品種ごとの栽培目標・振興計画

振興 品種	系統名	栽培目標面積(a)			
		現状 (令和6年)	3年後 (令和9年)	5年後 (令和11年)	10年後 (令和16年)
ノーザンハイブッシュ系		158	158	158	155.9
ラビットアイ系		176	176	176	181
サザンハイブッシュ系		37	37	176	44.1

### (3)労働生産性の向上に向けた取組

- 既存園については、老木樹や生産性の低い樹形から、振興品種への改植(補植)を図る。
- 土壌診断結果に基づく土づくり、施肥を行う。

### (4)生産資材の安定確保に向けた取組

- 当市を管轄するJALレーク滋賀や関係機関と連携し、肥料や農薬、出荷資材等の安定確保を図る。
- 肥料、農薬、出荷資材等について、共同購入を行うことで、資材価格の低減を図る。

#### (5) 今後導入すべき新技術

- スマート農業の技術革新に注目し、特に労力(作業時間)を削減できる新技術が開発された際には、積極的に導入を進める。
- 観光果樹園においては、観光受け入れ時期の下草管理にかかる労力が課題となっていることから、ロボット草刈機等の検討を進める。

#### (6) 加工・業務用果実の安定生産に向けた取組

- 加工用出荷の際には事前契約を行い、出荷量や価格の安定を図る。
- 加工業者の求める価格や品質に応じた栽培方式を検討・導入する。

### 5. その他

#### (1) 輸出戦略に関する事項

- 計画策定時点において、市内消費需要量を満たせていないと考えられること、また既存園のうち観光果樹園では集客力から消費拡大の余力があると考えられることから、余剰生産力は無く、現時点では今後の検討課題とする。
- 共同出荷体制の確立や社会情勢の変化などにより輸出が効果的であると判断された場合は関係機関とも連携して輸出戦略等を策定し、実現を図る。

#### (2) 自然災害等のリスクへの対応に関する事項

- 病害虫の多発に対して、物理的防除実施や、発生予察に基づく効果的な防除の実践を図る。
- 観光果樹園や既存園において、事業継続計画(BCP)の策定を積極的に推進することとし、災害に強い産地づくりを進めていく。
- 担い手においては、果樹共済制度の活用や収入保険制度への加入を促進し、自然災害のリスクへの対応力を高めることとする。

#### (3) GAPの推進に関する事項

- 食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理等に資することから、GAPについて研修会等を通じて理解を深めるとともに、GAP手法の導入により、リスクの軽減や経営改善を図る。
- 今後、市場出荷や業務・加工用果実の出荷を行う際に、市場や業者からの求めがあれば、JGAP等の第三者認証を取得する。その際には団体認証を受けられるよう体制整備を進めることとする。